公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４５号
神奈川県平塚市浅間町11番２―1006号　コンフォール平塚
債務者　石渡　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８号
神奈川県平塚市中原２丁目９番36―702号　ツインベルローズ館
債務者　田上　健一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３号
神奈川県南足柄市駒形新宿20番地１
債務者　高田　富江
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６号
神奈川県秦野市上大槻1063番地の２
債務者　須藤　敏行
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６４９号
静岡県沼津市本田町１番36号
債務者　加藤　清彦
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６５６号
静岡県沼津市筒井町７番地の８
債務者　河住　　勲
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
静岡県駿東郡長泉町下土狩236番地の４　小坂ハイツ２棟402号
債務者　山田　光保
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
静岡県駿東郡小山町須走89番地の30
債務者　小堀　義雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
静岡県沼津市獅子浜242番地の74
債務者　遠藤　治美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２０号
名古屋市名東区高針台３丁目1014番地
債務者　大原　輝夫
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９７号
名古屋市北区清水２丁目18番14号　藤荘１―D号、住民票上の住所名古屋市千種区覚王山通８丁目37番地　池下第２公団1002号
債務者　辻　壽惠雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８２１号
愛知県清須市西枇杷島町砂入59番地
債務者　パブ茶屋花々こと　川村理恵子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字福池17番地２
債務者　竹内　良枝
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　４号棟106号室
債務者　三塚　美樹
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山６号棟407号
債務者　吉澤　辰子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８９号
名古屋市名東区香坂1205番地　酒井ハイツ102号菱山方
債務者　木村眞知子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
京都府亀岡市吉川町穴川替田22番地　３―303号
債務者　藤村　充宏
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　京都地方裁判所園部支部破産係